

岩手県監査委員告示第52号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局総務部花巻総務センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年5月25日及び同月26日

イ 本監査実施日 平成22年7月14日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の随意契約に係る見積合せに当たり、無効とすべき見積書を有効なものとして取り扱っているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	入札及び見積合せにおいては、入札書及び見積書の有効又は無効の判断の検討並びに落札決定に際しての執行者及び補助者相互による複数回の審査を徹底の上、厳正かつ適正な事務の執行に努める。

2（1） 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 平成22年7月29日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
郵便切手の取扱いに当たり、管理確認が不十分なため所在不明となったものが310枚、29,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	郵便切手受払票により日々の記録を適正に行うとともに、切手の払出し状況及び現有数の確認を複数職員が行うことで再発防止に努める。